

大船渡市住宅リフォーム助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市民が市内施工業者によるリフォームを行う場合に、予算の範囲内において当該リフォームに要する費用の一部を助成することにより、市民の居住環境の向上並びに市内の住宅関連産業及び商業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 併用住宅 建築物内に個人住宅部分及び店舗、事務所等の個人住宅以外の部分を有する建築物で、個人住宅部分の面積が建築物全体の面積の2分の1以上のものをいう。
- (3) 住宅 前2号に掲げる建築物で、市内に存するものをいう。
- (4) 空き家住宅 大船渡市空き家バンク実施要綱（平成30年大船渡市告示第63号）第8の利用希望登録者が、同要綱第2第3号の空き家バンクを利用して売買契約により取得した住宅をいう。
- (5) リフォーム 住宅の改築又は増築（増築面積が10平方メートル以内の増築に限る。）の工事で次に掲げるものをいう。
 - ア 機能維持工事（住宅の修繕、補修、模様替え等住宅の機能を維持するための工事をいう。以下同じ。）
 - イ 機能向上工事（住宅の機能向上のためにバリアフリー改修を行う工事をいう。以下同じ。）
- (6) 市内施工業者 市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人又は個人で、リフォームを行うものをいう。

(助成の対象住宅)

第3 助成の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の所有者が自己の居住に用する住宅であること。
- (2) 建築後5年以上経過した住宅であること。
- (3) 過去にこの要綱による助成を受けていない住宅であること。

(助成の対象となるリフォーム)

第4 助成の対象となるリフォーム（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）が30万円以上であること。ただし、建築設備（リフォームに係る

るものを除く。)及び外構に係る経費を除く。

- (2) 市内施工業者により施工されるものであること。
- (3) 集合住宅にあっては居住専用部分、併用住宅にあっては個人住宅部分を対象とするものであること。
- (4) 第7の規定による申請のあった日の属する年度の2月末までに完了するものであること。ただし、当該期日までに完了することができないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- (5) 対象事業について、国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。

(助成の対象者)

第5 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象住宅を所有し、かつ、第10の規定による完了報告の時点において当該対象住宅に居住している者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく助成を受けたことがない者

(助成額)

第6 助成額は、対象事業に要した経費について、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額とする。

2 空き家住宅をリフォームした場合には、前項の規定により算出された額に15万円を加算した額を助成額とする。

(助成の申請)

第7 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅リフォーム事業費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム費用の明細書
- (2) 建物の位置図
- (3) リフォームの設計図書又は施工箇所の見取図
- (4) 現況の写真
- (5) 住宅の建築年月が分かる書類
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) 住宅の所有者が分かる書類
- (8) 市内施工業者による施工であることが分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定等)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、助成金を交付することを決定したときは住宅リフォーム事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないことを決定したときは住宅リフォーム事業費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（対象事業の変更等）

第9 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、対象事業の内容を変更し、又は対象事業を廃止をしようとするときは、住宅リフォーム事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、対象事業の内容の変更を認めたときは住宅リフォーム事業変更承認書（様式第5号）により、対象事業の廃止を認めたときは住宅リフォーム事業廃止承認書（様式第6号）により、助成対象者に通知するものとする。

（対象事業の完了報告）

第10 助成対象者は、対象事業が完了したときは、完了した日から10日以内に、住宅リフォーム事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム代金の領収書
- (2) リフォーム施工箇所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成額の確定）

第11 市長は、第10の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成額を確定し、住宅リフォーム事業費助成額確定通知書（様式第8号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成の請求）

第12 助成対象者は、第11の規定による助成額の確定を受けたときは、遅滞なく、住宅リフォーム事業費助成金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成の方法）

第13 市長は、第12の規定による請求を受けたときは、次の各号に掲げる助成額の区分に応じ、当該各号に定める方法により、遅滞なく、助成金を交付するものとする。

- (1) 第6第1項の規定により算出された額 当該額に相当する額分の商品

券（大船渡商工会議所が発行する大船渡地域商品券をいう。以下同じ。）を
交付する方法

(2) 第6第2項の規定による加算額 助成対象者が指定する金融機関の口
座に振り込む方法

(商品券の受領)

第14 第13第1号の規定により商品券を受領した者は、遅滞なく、住宅リフォ
ーム事業費助成商品券受領書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
い。

(交付決定の取消し等)

第15 市長は、助成対象者が偽りその他不正な手段により助成を受けようとし、
又は受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成
金を返還させることができる。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第6関係）

区分	助成額
機能維持工事	機能維持工事に要した経費の10分の1に相当する額と し、5万円を限度とする。
機能向上工事	機能向上工事に要した経費の10分の2に相当する額と し、10万円を限度とする。

備考 機能維持工事及び機能向上工事を併せて行う場合における助成額は、
10万円を限度とする。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

印

住宅リフォーム事業費助成金交付申請書

住宅リフォーム事業費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

また、助成金の交付に係る審査のため、審査に必要な個人情報を市が取得することについて同意します。

建物所在地		大船渡市	
工事の概要			
予定工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
施工業者	名称		
	所在地	大船渡市 電話 ー	
全体工事計画額（税抜）		円	
	機能維持工事（A）	円	
	機能向上工事（B）	円	
機能維持助成申請額算出（1,000円未満切捨て）（C）		$(A) \times 1/10$ と5万円とを比較して少ない方の額 円	
機能向上助成申請額算出（1,000円未満切捨て）（D）		$(B) \times 2/10$ と10万円とを比較して少ない方の額 円	
空き家住宅リフォーム（E）		<input type="checkbox"/> 有（15万円） ・ <input type="checkbox"/> 無	
助成申請額（F）		$(C) + (D)$ と10万円とを比較して少ない方の額+（E） 円	
（添付書類） <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム費用の明細書 ・建物の位置図 ・リフォームの設計図書又は施工箇所の見取図 ・現況の写真 ・住宅の建築年月が分かる書類 ・市税の滞納がないことを証明する書類 ・住宅の所有者が分かる書類 ・市内施工業者による施工であることが分かる書類 ・その他市長が必要と認める書類 			

様式第2号（第8関係）

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

住宅リフォーム事業費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム事業費助成について、次のとおり決定したので通知します。

事業施工場所	
事業の内容	
事業に要する経費	円
助成金交付決定額	円
備 考	

様式第3号（第8関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

住宅リフォーム事業費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム事業費助成について、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

不交付とした理由

様式第4号（第9関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

印

住宅リフォーム事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で助成金の交付決定の通知があった住宅リフォーム事業について、次のとおり変更（廃止）したいので申請します。

変更（廃止）の理由		
変更の内容		
変更前	機能維持工事	円
	機能向上工事	円
	空き家住宅加算	円
	助成申請額	円
変更後	機能維持工事	円
	機能向上工事	円
	空き家住宅加算	円
	助成申請額	円
(添付書類) ・リフォーム費用の明細書 ・リフォームの設計図書又は施工箇所の見取図 ・現況の写真 ・その他市長が必要と認める書類		

様式第5号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

住宅リフォーム事業変更承認書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム事業の内容の変更について、次のとおり変更を承認します。

1 変更を承認する事業の内容

2 変更後の事業に要する経費 円

3 変更後の助成金交付決定額 円

様式第6号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

住宅リフォーム事業廃止承認書

年 月 日付けで申請のあった住宅リフォーム事業の廃止を承認します。

様式第7号（第10関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住所 大船渡市
氏名
連絡先

印

住宅リフォーム事業完了報告書

年 月 日付け第 号で助成金の交付決定の通知があった住宅リフォーム事業について、次のとおり完了したので報告します。

リフォーム物件	所在地	大船渡市		
	所有者			
	建築年月			
リフォーム金額（税抜）				円
機能維持工事金額				円
機能向上工事金額				円
空き家住宅加算金額				円
施工業者	所在地	大船渡市		
	事業所名			
着手日・完了日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
工事概要				
(添付書類) ・リフォーム代金の領収書 ・リフォーム施工箇所の写真 ・その他市長が必要と認める書類				

様式第8号（第11関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

住宅リフォーム事業費助成額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった住宅リフォーム事業費助成について、
次のとおり助成額を確定したので、通知します。

- 1 助成金確定額 円
（助成金交付決定金額 円）

- 2 助成の方法
（1）商品券の交付 円
（2）口座振込 円

様式第9号（第12関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所 大船渡市
氏 名
連絡先

印

住宅リフォーム事業費助成金交付請求書

年 月 日付け第 号で助成額の確定を受けた住宅リフォーム事業について、次のとおり助成金の交付を請求します。

- 1 交付請求額 円
- 2 交付の方法
 - (1) 商品券の交付 円
 - (2) 口座振込 円

様式第10号（第14関係）

年 月 日

大船渡市長 様

住宅リフォーム事業費助成商品券受領書

商品券受領額 _____ 円

住宅リフォーム事業費助成の商品券について、上記のとおり受領しました。

申請者 住 所 大船渡市
氏 名
連絡先

印